

接骨院 整骨院 では健康保険の 使える範囲が決められています

接骨院・整骨院の治療(施術)では、保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。
健康保険の使える範囲を正しく理解して利用しましょう。

接骨院・整骨院で保険証が

使える場合

使えない場合

**けがや原因のある痛みは
保険証が使えます**

●骨折、脱臼

(応急処置を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意を得ることが必要です)

●外傷性が明らかなけがによる 捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)

●骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動

(いわゆるストレッチは対象になりません)



**病気や原因不明の痛みなどには
保険証は使えません!**
【全額自己負担】

●疲労回復・
リラクゼーション目的
のマッサージ

●脳疾患の後遺症など
慢性病

●症状の改善がみられ
ない長期の施術

●過去の交通事故
などによる後遺症

●日常生活の疲れや
老化による
肩こり・膝の痛みなど

●医療機関で同じ部位の
治療を受けているとき

●医師の同意のない
骨折や脱臼の施術
(応急処置を除く)

●仕事や通勤途上のけが
(労災保険が適用)



ご注意ください

「健康保険が使える」と説明を受けて接骨院・整骨院を受診されても、その施術が健康保険の適用外と判断された場合は、治療費が自費となる場合がありますのでご注意ください。

接骨院・整骨院で健康保険を使うときは

ここをチェック



**長期間かかる場合は
医師の診察を**

長年に施術を受けても症状が改善しない場合は、内臓の病気が隠れていることも考えられるため、医師の診察を受けましょう。柔道整復師は医師ではないため、検査を行うことができません。



**痛みの原因を
正確に伝える**

正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを先に確認します。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、先に健康保険に連絡してください。



領収証は必ずもらう

通院のたびに領収証を必ず受け取って大切に保存し、医療費通知と突き合わせて間違いがないかを確認してください。領収証は医療費控除を受ける際にも必要ですから、保存しておきましょう。



**書類は白紙で
署名しない**

「療養費支給申請書」は保険請求のための書類です。白紙で署名せず、記載内容を確認して自筆で署名します。利き手の負傷で記入できないときなどやむを得ない理由があるときしか代筆は認められません。住所欄には郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。



**治療内容について
お尋ねすることがあります。**

電話または文書で負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。受診の記録や領収証を保管し、照会がありましたらご自身でご回答されるようお願いいたします。